

多賀城市スポーツウェルネス施設整備基本構想

資 料 編

1 国・県のスポーツ関連施策等

本編第3章-1(6p)関係

(1) スポーツ基本法(平成23年法律第78号)

スポーツ基本法は、スポーツに関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めたものです。

スポーツ施設の整備に関して、以下のように記されています。

スポーツ施設の整備等

第十二条 国及び地方公共団体は、国民が身近にスポーツに親しむことができるようにするとともに、競技水準の向上を図ることができるよう、スポーツ施設(スポーツの設備を含む。以下同じ。)の整備、利用者の需要に応じたスポーツ施設の運用の改善、スポーツ施設への指導者等の配置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

2 前項の規定によりスポーツ施設を整備するに当たっては、当該スポーツ施設の利用の実態等に応じて、安全の確保を図るとともに、障害者等の利便性の向上を図るよう努めるものとする。

(2) スポーツ基本計画(第3期:令和4年3月策定)

スポーツ基本法の規定に基づき、文部科学大臣が定めるスポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための重要な指針です。

第3期計画は、今後のスポーツの在り方を見据え、令和4年度から令和8年度までの5年間で国等が取り組むべき、施策や目標等を定めた計画となっています。

第3期計画における新たな視点について、以下のように記されています。

第1部 第2章 中長期的なスポーツ政策の基本方針と第3期計画における「新たな視点」

第3期計画において施策を示すに当たっては、国民が「する」「みる」「ささえる」ことを真に実現できる社会を目指すため、以下の3つの「新たな視点」が必要になると考えられる。

- ① 社会の変化や状況に応じて、既存の仕組みにとらわれずに柔軟に対応するというスポーツを「つくる／はぐくむ」という視点
- ② 様々な立場・背景・特性を有した人・組織が「あつまり」、「ともに」活動し、「つながり」を感じながらスポーツに取り組める社会の実現を目指すという視点
- ③ 性別、年齢、障害の有無、経済的事情、地域事情等にかかわらず、全ての人がスポーツにアクセスできるような社会の実現・機運の醸成を目指すという視点

(3) 宮城県スポーツ推進計画(第2期:令和5年3月策定)

スポーツ基本法第10条に基づき、国の「第3期スポーツ基本計画」を参酌して策定する「地方スポーツ推進計画」として、将来の宮城県スポーツのあるべき姿や目標を定め、その実現に向けて取り組むべき施策を明らかにする計画です。

「本県が目指す姿」として、以下のように記されています。

第3章 本県が目指す姿	
基本理念	「スポーツの力でひらくみやぎの未来！」
	県は、県民、スポーツ団体、企業、大学・研究機関、教育機関、行政など、多様な主体と連携・協働しながら、全ての県民があらゆるライフステージにおいて、それぞれの希望に応じた様々なスポーツと関わることができるとともに、スポーツを通じた自己実現と心豊かな暮らし(Well-being)を実感しながら、質の高い生活(Quality of Life)を送ることができる「誰一人取り残さない」スポーツ立県の実現を目指し、県民と一体となって本県のスポーツ振興の取組を推進します。
目指す姿	全ての県民があらゆるライフステージにおいてスポーツに親しみ、ともに活動することで、「人與人」、「地域と地域」のつながりを感じ、スポーツの価値を共有しながら夢と希望に満ちた生活を送ることができる活力ある「みやぎ」を目指します。
基本姿勢	○多様な主体が参加できるスポーツ機会の創出 ○産学官民の連携によるスポーツの展開 ○デジタル化によるスポーツ・イノベーションの推進
基本方針	(1)スポーツによる健康増進 (2)スポーツによるまちづくり (3)スポーツによる共生社会の実現 (4)スポーツによる感動の創出と誇りの醸成

2 本市の上位・関連計画

本編第3章-1(6p)関係

(1) 第六次多賀城市総合計画前期基本計画（令和3年3月策定）

総合計画とは、私たちが目指す将来のまちの姿を明らかにし、その実現に向けたまちづくりの方針と方向性そして、基本的な行政の取組を定める10年間の長期計画のことです。

令和3年度から令和7年度までの5年間の施策の方向性を示す前期基本計画には、以下のように記されています。

7 施策別計画

施策01-01 防災・減災対策の推進

施策の目指す姿：大規模災害の経験をいかし、みんなの力で災害に強いまちが形成されることで、安全・安心に暮らすことができます。

施策02-02 健康づくりの促進

施策の目指す姿：一人ひとりが自らの健康管理や病気などの予防に取り組むことで、健康に暮らすことができます。

施策03-04 市民スポーツ社会の促進

施策の目指す姿：運動・スポーツに親しむ機会や場があり、生涯を通じて、運動・スポーツの楽しさや感動を分かち合うことで、活力をもって暮らすことができます。

施策07-04 環境変化に対応した行財政経営の推進

施策の目指す姿：行財政経営資源が適切に把握、投資されることで、時勢の変化に対応した効果的・効率的な行財政経営を行うことができます。

(2) 多賀城市人口ビジョン(令和2年5月改訂)

本市における人口の現状を分析し、人口減少問題に関する認識を市民と共有するとともに、今後目指すべき将来の方向性と人口の将来展望を示すことを目的に策定したものです。目指すべき将来の方向性について、以下のように記されています。

4.1.2 目指すべき将来の方向性

・住んでよし、訪れてよしの魅力的な都市(交流人口の増加)

仙台市に隣接し、交通の利便性に恵まれ、商業施設も多く立地するなど、職住近接のとても暮らしやすい都市としての魅力をさらに上げます。

特別史跡多賀城政庁跡をはじめとする数多くの歴史遺産を有する歴史のまちとしての魅力をさらに引き上げます。

JR 仙石線多賀城駅北側の市立図書館と書店などが入居する複合施設と国内屈指の音響性能を誇る「音楽ホール」を有する文化センター、東北歴史博物館、そして特別史跡多賀城政庁跡を有機的に結ぶ東北随一の文化交流拠点を核としたまちづくりを進めます。

(3) 第二次多賀城市まち・ひと・しごと創生総合戦略(令和3年2月策定)

まち・ひと・しごと創生法(平成26年法律第136号)第10条に定める市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略として、総合計画に定める将来都市像実現に当たってのまち・ひと・しごと創生に関する部門におけるアプローチを定めたものです。

総合計画の重点テーマや政策・施策・基本事業との関係を整理した上で、基本目標等について以下のように記されています。

6 市第二次総合戦略の体系

基本目標1 地域の特性に応じた生産性の高い地域をつくるとともに、安心して働けるようにする

基本目標2 本市への新しいひとの流れをつくる

基本目標3 結婚・出産・子育ての希望をかなえる

基本目標4 ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる

横断的な目標

・多様な人材の活躍を推進する

・新しい時代の流れを力にする

(4) 多賀城市役所経営プラン（令和3年3月策定）

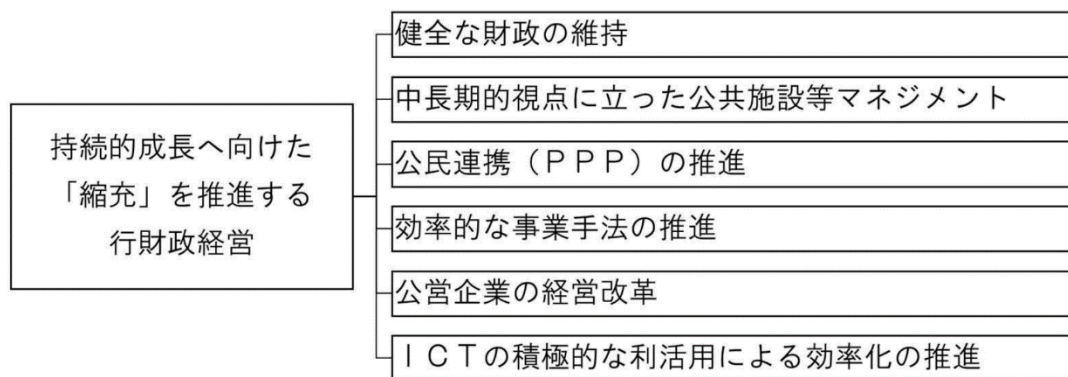
第六次多賀城市総合計画のスタートに合わせ、総合計画に掲げる将来都市像の具現化を下支えしていくものとして、社会経済が縮小したとしても市民の暮らしの充実と質的向上を目指す「縮充」に向かう市役所経営の方針を明確化するため策定したものです。

効果的で効率的な行財政経営の視点から、取組方針について以下のように記されています。

第4 取組方針

【取組方針1】「持続的成長に向けた「縮充」を推進する行財政経営」

■取組項目体系



(5) 多賀城市公共施設等総合管理計画（令和6年3月改訂）

公共施設等の面積及び整備・維持管理に係る費用を縮小しつつも施設機能を強化充実させる「縮充」という考え方のもと、適切に公共サービスの提供を持続させ、公共施設等の新しい姿を実現するための基本的な方針を定めたものです。

公共施設全体の総量(延床面積等)の縮減を方針としながら、総合体育館及び市民プールに関しては、以下のように記されています。

IV 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

3. スポーツ・レクリエーション施設

○主な施設の現状や課題等

- ・総合体育館は、館内各種設備が老朽化しており、特に給排水設備における老朽化が著しい状況となっています。
- ・市民プールは、館内設備及び建物が老朽化しています。また、設備においてはボイラー及び熱交換器の老朽化が著しく、いずれも使用不可となった場合には、温水プールとしての施設運営を維持できない状況にあります。

○管理に関する基本的な方針

- ・総合体育館及び市民プールは、小中学校プールの段階的廃止(一部か全部かは未定)と併せて、市内中央区への合築移転を検討するとともに、利用者増加のためのアクセス向上について検討します。

(6) 多賀城市社会教育施設等個別施設計画（令和7年3月策定）

多賀城市公共施設等総合管理計画に基づき、個別施設ごとの具体の整備方針を定め、点検・診断によって得られた個別施設の状態や維持管理・更新等に係る対策の優先順位の考え方、対策の内容や実施時期を定める計画として策定したものです。

スポーツウェルネス施設の対象となる社会体育施設に関しては、以下のように記されています。

2 施設の目指すべき姿

(4) 社会体育施設

社会体育施設は、社会教育法及びスポーツ基本法に係る施設で、スポーツ、レクリエーション等の振興を図り、市民の心身の健全な発達と福祉の増進を目的として設置している。

スポーツ・レクリエーションの活動拠点として、誰もが、いつでも安全・安心に利用できる施設を目指して整備を進めていくとともに、総合体育館及び市民プールについては、小中学校プールの段階的廃止と併せて、市内中央地区への合築移転を検討する。

4 施設整備の基本的な方針等

(1) 施設の規模・配置計画の方針

オ 社会体育施設

社会体育施設は、本市のスポーツ施設の核として機能しており、地域の方との連携を深めた特色ある事業を実施している。

施設の配置計画の方針については、今後の人口減少を見据え、民間スポーツ施設がある中でも、公共スポーツ施設の魅力である「誰でも」、「いつでも」利用しやすい施設であること、また、施設ごとに特色を出し、近隣市町との住み分けを行っていく必要があること、近年健康を意識した運動や個人で自由に楽しめる運動等をする人の割合が高まっており、個人スポーツへの支援として、施設の機能拡充の検討もしつつ、今後もスポーツ、レクリエーション等の振興を図り、市民の心身の健全な発達と福祉の増進に努めていくことなどから、継続して施設の維持・修繕等行っていく方針である。

(7) 多賀城市教育振興基本計画(第2期:令和3年3月策定)

「第六次多賀城市総合計画」を上位計画として、市長が定める多賀城市教育大綱をふまえ、大綱を実現するものとして、教育にかかわる各種の計画と連携を図り、本市教育の目指す基本目標を設定し、目標を実現するための施策や方向性を示すものです。

基本目標として、市民スポーツ社会※の促進について、以下のように記されています。

※市民スポーツ社会:近隣の学校や公共及び民間スポーツ施設等を活用しながら、地域住民の主体的な運営により、全ての年代の人々が生涯を通じてスポーツに親しめる環境が整っている社会

基本目標4 市民スポーツ社会の促進
【基本目標の目指す姿】 運動・スポーツに親しむ機会や場があり、生涯を通じて、運動・スポーツの楽しさや感動を分かち合うことで、活力をもって暮らすことができます。 基本的施策4-1 スポーツ機会の確保 【基本的施策の目指す姿】 市民ニーズに応じた様々なスポーツ機会や場が確保されることで、多彩なスポーツ活動に気軽に参加することができます。 基本的施策4-2 社会体育施設等の保全と運営 【基本的施策の目指す姿】 社会体育施設等が適切に維持管理されることで、安全・安心に利用することができます。

(8) 健康たがじょう21プラン(第4期:令和3年3月策定)

市民が主体的に健康づくりに取り組むための行動指針として、健康増進計画、食育推進計画、母子保健計画の3つの計画を一体化したものです。

計画の目指すものとして以下のように記されています。

3 計画の目指すもの

(1) 基本理念

市民が生涯にわたって自ら健康づくりに取り組み、健やかにいきいきと暮らす

(2) 基本方針

- ・健康寿命の延伸と健康格差の縮小
- ・市民主体の健康づくりの推進
- ・健康な心身を育む食育の推進
- ・すべての子が健やかに育つ環境づくり

(9) 多賀城市障害者計画(第5期:令和6年3月策定)

障害者基本法(昭和45年法律第84号)に基づき、障害者施策全般に関する基本の方針を定めたものです。

計画に定める5つの基本目標のうち、「2 社会的自立と社会参加を推進するまちづくり」の中で、スポーツに関する記述について以下のように記されています。

2 社会的自立と社会参加を推進するまちづくり

2-4 ボランティアや市民活動の推進

■取組の方向

○障害者(児)のスポーツやレクリエーション、余暇活動、観光イベント等への参加をとおした、充実した市民活動を推進します。

■今後の具体的な取組

02 各団体のスポーツ事業や地域行事への参加促進

・障害者福祉団体や事業者等が主体的に行う交流活動についての情報提供を行うことにより、障害の有無に関わらず市民が交流できる機会の拡充を図ります。

03 公共スポーツ施設等における障害者の利用の促進

・障害者(児)スポーツに対する興味・関心を高め、相互理解を促進するため、スポーツやレクリエーション、余暇活動等に取り組みやすい環境を整えていきます。

(10) 多賀城市都市計画マスタープラン(令和6年4月策定)

本市の都市づくりの将来像、将来都市構造とその実現に向けた土地利用や都市施設の基本方針及び地域におけるまちづくりの方向性や方針を定めたものです。

地域ごとに現状、課題を踏まえながら、今後のまちづくりの方向性を定めた上で、具体的なまちづくりの方向性とまちづくりの方針を定める「地域別構想」において、スポーツウェルネス施設の整備予定地は「高崎中学校区」として、以下のように記されています。

V 地域別構想 2-3. 高崎中学校区

(4) 地域の特徴と課題、まちづくりの方向性(抜粋)

＜まちづくりの方向性＞

○新たなまちと地域資源との連携による個性あるまちづくり

○身近に水辺や歴史とふれあえるまちづくり

本地域では、新たなまちづくりを進めながら、地域の資源との連携による個性を創出し、賑わいのあるまちづくりを進めるものとします。また、地域住民が安全に暮らせる居住環境を整えることを基本としつつ、その上で、砂押川等をはじめとする自然資源や歴史、文化資源を活かし、これらに身近にふれることができるまちづくりを進めるものとします。

(5) まちづくりの方針(抜粋)

① 土地利用の方針

○ 商業系土地利用

・市内外の多様な世代の交流を促すため、公共及び民間の施設を利活用した交流の機会の創出に努めます。

④ 景観・都市環境の方針

○ 景観

・公共施設において、敷地内の緑化を進め、景観に対する意識を高めます。

○ 都市環境

・公共施設において、省エネルギー設備への更新や再生可能エネルギー設備の導入を検討します。

⑤ 都市防災の方針

○ 地域防災力強化

・災害発生時に指定避難所及び指定緊急避難場所が円滑に運営することができるよう、引き続き取り組みます。

(11) 多賀城市景観計画(平成27年4月策定)

本市における景観まちづくりの理念や目標を定め、景観重点区域とその整備方針を明らかにし、市民、事業所、行政の協働による取り組みの指針となるものです。

スポーツウェルネス施設の整備予定地は「多賀城駅を核とする中心市街地」として景観重点区域に指定されており、以下のように記されています。

第8章 景観重点区域
【地域のデザインコンセプト】 『多彩な文化があふれる、「東北随一の文化交流拠点」にふさわしい景観づくり』 【景観整備の基本方針】 ○ 「文化」があふれ、誰もが気軽に「文化」を感じることができる雰囲気や環境の創出を図ります。 ○ 本市の玄関口、中心市街地として多くの人々が住まい、集い、にぎわいのある景観形成を図ります。 【建築物等の整備方針】 多賀城駅周辺は本市の玄関口としてふさわしいシンボルとなる景観を創出するため、建築物の色彩、形態、意匠、敷地内の緑化等を適正に誘導します。

(12) 多賀城市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)(令和7年3月改定)

本計画は、地球温暖化対策推進の法令上の根拠となる地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)第21条第1項の規定に基づく「地方公共団体実行計画(事務事業編)」として、本市の事務及び事業より排出される温室効果ガス総排出量削減目標とそれに対する取組を定めるものです。

目標達成に向けた取組として、以下のように記されています。

6 目標達成に向けた取組

ア 設備導入・更新の取組

施設の新築・改修等に当たっては、「多賀城市公共施設等総合管理計画」との整合を図りながら、省エネ設備の導入・更新を強化します。

イ 運用改善の取組

各職員及び施設管理者は、省エネルギー行動及び環境配慮行動を徹底します。

(ア) 各職員による取組

(イ) 施設管理者による取組

ウ 温室効果ガス総排出量の「見える化」

温室効果ガス総排出量の把握及び分析を徹底し、取組による効果を「見える化」することにより、省エネへの意識啓発を図ります。

エ 個別の取組

「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画」(令和3年10月22日閣議決定)に準じて、目標達成に向けた個別の取組を設定します。

3 総合体育館の利用状況等

本編第3章-2(7p)関係

(1) 総合体育館の利用者数

	開館日数	専用利用	個人利用			専用・個人 総計	
		利用者数	バレー等	トレーニング	個人利用 合計		
			利用者数	利用者数	利用者数	利用者数	利用者数 /日
R4	307	34,402	24,619	14,867	39,486	73,488	239.4
R5	313	40,526	28,105	17,254	45,359	85,885	274.4
R6	306	42,196	27,832	20,041	47,873	90,069	294.3
平均	309	38,908	26,852	17,387	44,239	83,147	269.4

(2) 総合体育館の利用料金表（令和7年10月時点）

（専用使用）

区 分		午 前 (9:00~12:00)	午 後 (13:00~17:00)	夜 間 (18:00~21:00)	全 日 (9:00~21:00)
大体育室	児童・生徒	2,100 円	3,000 円	4,500 円	9,700 円
	一般・学生	4,500 円	6,100 円	9,200 円	19,900 円
小体育室	児童・生徒	1,200 円	1,600 円	2,600 円	5,500 円
	一般・学生	2,600 円	3,600 円	5,400 円	11,600 円
柔道・剣道・弓道場		950 円	1,200 円	1,400 円	3,600 円
集会室		全日1時間につき 350 円			
和室		全日1時間につき 350 円			

※ 大体育室、小体育室については、アマチュアスポーツに使用し、かつ、入場料等を徴しない場合の料金表

※ 土曜日、日曜日及び休日は2割増、市外の団体は5割増料金

※ 大体育室、小体育室は夜間を除く時間帯で別途照明料が必要

※ 冷暖房を使用する場合は、冷暖房料が必要（金額は、施設により異なる。）

（個人使用）

区 分		児童・生徒	一般・学生
大体育室、小体育室、柔道場 剣道場、弓道場	一人 1回	150 円	200 円
トレーニング室	3時間につき	150 円	200 円

4 市民プールの利用状況等

本編第3章-3(9p)関係

(1) 市民プールの利用者数

	開館日数	専用利用	個人利用	合計	
		利用者数	利用者数	利用者数	利用者数 /日
R4	274	18,952	8,953	27,905	101.8
R5	297	22,099	9,295	31,394	105.7
R6	300	23,568	8,974	32,542	108.5
平均	290	21,540	9,074	30,614	105.3

(2) 市民プールの利用料金表(令和7年10月時点)

(専用使用)

プール	全日1コース1時間につき 3,600 円
会議室冷暖房料	全日1時間につき 350 円
会議室使用料	全日1時間につき 350 円

(個人使用)

7月1日から 8月31日まで	児童・生徒	2時間につき 200 円
	一般・学生	2時間につき 700 円
	シニア(65 歳以上)	2時間につき 350 円
	団 体	2時間につき 150 円
9月1日から 翌年6月30日まで	児童・生徒	2時間につき 350 円
	一般・学生	2時間につき 700 円
	シニア(65 歳以上)	2時間につき 350 円
	団 体	2時間につき 200 円

5 市内関連施設等の現況

(1) 市内公共運動施設(屋外を含む)

	施設名	所在地
1	市民テニスコート	多賀城市鶴ヶ谷一丁目
2	中央公園多目的グラウンド・有料サッカー場 (スケートパーク・3×3 コート整備予定)	多賀城市市川字館前 多賀城市浮島字矢中
3	多賀城公園野球場	多賀城市鶴ヶ谷一丁目
4	山王地区公民館体育館・テニスコート	多賀城市南宮字毛上
5	大代地区公民館体育室	多賀城市大代五丁目
6	さんみらい多賀城イベントプラザ	多賀城市八幡字一本柳
7	屋内ゲートボール場	多賀城市鶴ヶ谷一丁目
8	多賀城みずむすび公園(県営)	多賀城市大代一丁目

(2) 市内学校施設開放

	学校名	運動を主目的とした室場等
1	多賀城小学校	体育館・校庭
2	多賀城東小学校	体育館・校庭
3	山王小学校	体育館・校庭
4	天真小学校	体育館・校庭
5	城南小学校	体育館・校庭
6	多賀城八幡小学校	体育館・校庭
7	多賀城中学校	体育館・校庭・柔剣道場・弓道場
8	第二中学校	体育館・校庭・柔剣道場
9	東豊中学校	体育館・校庭・柔剣道場
10	高崎中学校	体育館・校庭・柔剣道場

(3) プールを有する市内の民間施設

	施設名	所在地
1	アシスト多賀城	多賀城市八幡四丁目
2	ピュアスポーツ多賀城スイミング	多賀城市下馬三丁目

(4) 屋内運動施設の利用状況

(単位:人)

	山王地区公民館体育館	大代地区公民館体育室	学校施設開放(屋内)
R4	11,056	9,813	66,787
R5	12,728	11,228	65,187
R6	11,362	12,815	73,143

6 周辺市町の体育施設等の現況

	施設名(愛称等)	所在地
1	宮城県総合運動公園総合体育館 (セキスイハイムスーパーアリーナ)	利府町菅谷館
2	仙台市宮城野体育館(元気フィールド仙台)	仙台市宮城野区
3	仙台市若林体育館	仙台市若林区
4	塩竈市体育館(塩釜ガス体育館)	塩竈市今宮町
5	利府町総合体育館	利府町青山
6	七ヶ浜健康スポーツセンター(アクアリーナ)	七ヶ浜町吉田浜

(1) 宮城県総合運動公園総合体育館 (セキスイハイムスーパーアリーナ)

ア 施設情報



開館年	平成 9 年
面積	敷地面積:432,000 m ² 建築面積:13,914.16 m ² 延床面積:19,899.92 m ²
駐車場台数	計 5,379 台

イ メインアリーナの規模

競技床面積	コート数	観客席
3,740 m ²	バスケットボール 4 面 バレーボール 6 面 バドミントン 18 面 テニス 4 面 など	固定 4,919 席 貴賓 44 席 車いす 24 席 可動 2,052 席

ウ 利用者数

	開館日数	専用利用 利用者数	個人利用 利用者数	専用・個人 総計	
				利用者数	利用者数/日
R4	329	738,140	12,124	750,264	2,280
R5	315	703,405	12,445	715,850	2,272
R6	322	734,347	14,798	749,145	2,326

(2) 仙台市宮城野体育館 (元気フィールド仙台)

ア 施設情報



開館年	平成 19 年
面積	敷地面積:90,969.01 m ² 建築面積:10,626.43 m ² 延床面積:13,613.86 m ²
駐車場台数	計 375 台

イ メインアリーナの規模

競技床面積	コート数	観客席
1,996.50 m ² (41m×48m)	バスケットボール 2 面 バレーボール 3 面 ハンドボール 1 面 バドミントン 10 面 テニス 3 面 卓球 32 台 など	固定 752 席 可動 280 席 車いす 40 席

ウ 利用者数

	開館日数	専用利用 利用者数	個人利用 利用者数	専用・個人 総計	
				利用者数	利用者数/日
R4	345	127,090	34,693	161,783	468.9
R5	346	155,438	89,630	245,068	708.2
R6	345	164,752	95,562	260,314	754.5

(3) 仙台市若林体育館

ア 施設情報



開館年	昭和 56 年
面積	敷地面積:12,334.66 m ² 建築面積:3,419.69 m ² 延床面積:4,399.65 m ²
駐車場台数	計 193 台

イ メインアリーナの規模

競技床面積	コート数	観客席
1,655.50 m ² (47m×35m)	バスケットボール 2 面 バレーボール 3 面 ハンドボール 1 面 バドミントン 8 面 テニス 3 面 卓球 36 台 など	固定 374 席

ウ 利用者数

	開館日数	専用利用 利用者数	個人利用 利用者数	専用・個人 総計	
				利用者数	利用者数/日
R4	345	65,747	14,860	80,607	233.6
R5	346	69,140	17,924	87,064	251.6
R6	320	75,081	17,621	92,702	289.6

(4) 塩竈市体育館 (塩釜ガス体育館)

ア 施設情報



開館年	昭和 61 年
面積	敷地面積:20,355 m ² 建築面積:5,534.22 m ² 延床面積:7,291.27 m ²
駐車場台数	計 220 台

イ メインアリーナの規模

競技床面積	コート数	観客席
1,702 m ² (37m×46m)	バスケットボール 2 面 バレーボール 3 面 ハンドボール 1 面 バドミントン 10 面 卓球 30 面 など	固定 1,536 席 可動 1,864 席

ウ 利用者数

	開館日数	専用利用 利用者数	個人利用 利用者数	専用・個人 総計	
				利用者数	利用者数/日
R4	313	70,605	23,570	94,175	300
R5	311	70,022	24,614	94,636	304
R6	311	60,305	17,124	77,429	248

(5) 利府町総合体育館

ア 施設情報



開館年	昭和 59 年
面積	敷地面積:不明 建築面積:4,255.65 m ² 延床面積:4,605.43 m ²
駐車場台数	計 100 台

イ メインアリーナの規模

競技床面積	コート数	観客席
1,354 m ²	バスケットボール 1 面 6 人制バレーボール 4 面 バドミントン 8 面 テニス 2 面 など	固定 400 席

ウ 利用者数

	開館日数	専用利用 利用者数	個人利用 利用者数	専用・個人 総計	
				利用者数	利用者数/日
R4	331	33,295	1,795	35,090	106
R5	334	50,857	4,328	55,185	165
R6	331	50,233	5,176	55,409	167

(6) セーブ健康スポーツセンター (アクアリーナ)

ア 施設情報



開館年	平成 10 年
面積	敷地面積:14,724.93 m ² 建築面積:1,491.92 m ² 延床面積:5,974.56 m ²
駐車場台数	計 341 台

イ メインアリーナの規模

競技床面積	コート数	観客席
762.7 m ²	バスケットボール バレーボール 2 面 家庭バレーボール 3 面 バドミントン 卓球 など	固定 408 席

ウ 利用者数

	開館日数	専用利用 利用者数	個人利用 利用者数	専用・個人 総計	
				利用者数	利用者数/日
R4	278	0	48,293	48,293	173.7
R5	307	1,635	50,757	52,392	170.6
R6	305	3,294	63,066	66,360	217.5

※アリーナは、R3・R4 福島県沖地震による災害復旧工事のため、R5.6 まで利用停止

7 周辺市町の主な屋内プール施設等

	設置	施設名(愛称等)	所在地	メインプールのコース数
1	公設	宮城県総合運動公園総合プール(セントラルスポーツ宮城 G21 プール)	利府町 菅谷館	50m公認(国際)8 コース (25m公認 8 コース×2)
2	公設	宮城野体育館温水プール(元気フィールド仙台)	仙台市 宮城野区	25m×5 コース
3	民設 (BOT)	スポパーク松森	仙台市 泉区	25m×8 コース
4	公設	仙台市鶴ヶ谷温水プール(TAC 鶴ヶ谷ウォーターパーク)	仙台市 宮城野区	25m×5 コース
5	公設	塩竈市温水プール	塩竈市 字杉の入裏	25m×7 コース
6	公設	七ヶ浜町民プール	七ヶ浜町 吉田浜	25m×8 コース
7	公設	利府町屋内温水プール	利府町 青山	25m×7 コース
8	民設	サンピアスポーツクラブ仙台	仙台市 若林区	25m×5 コース
9	民設	アシスト多賀城	多賀城市 八幡	25m×6 コース
10	民設	ピュアスポーツ多賀城スイミング	多賀城市 下馬	25m×6 コース
参考	公設	多賀城市市民プール	多賀城市 伝上山	25m×7 コース

8 先進地視察の結果

スポーツウェルネス施設を多角的に検討するに当たり、他市町村の先進的な体育施設を視察し、あわせて、市町村の担当者や管理・運営会社へのヒアリングを行いました。

(1) 視察先一覧

	視察日	施設名	所在地	竣工年	延床(m ²)	備考
ア	R7.5.22	吉野ヶ里町文化体育館	佐賀県吉野ヶ里町	R3	5,247	従来方式
イ	R7.5.23	上毛町立体育館 ループアリーナ	福岡県上毛町	R5	4,404	従来方式
ウ	R7.5.28	千葉公園総合体育館 Yohas アリーナ	千葉県千葉市	R5	8,195	従来方式
エ	R7.5.29	かみす防災アリーナ	茨城県神栖市	H31	20,145	PFI
オ	R7.6.5	堺市立大浜体育館 大浜だいしんアリーナ	大阪府堺市	R3	12,909	PFI

(2) 視察先詳細

ア 吉野ヶ里町文化体育館



POINT

- ・メインアリーナ+諸室というコンパクトな作り
- ・ハンドボールの試合も可能な広いメインアリーナ
- ・各種講演会、演劇等を想定したステージ・音響を備える
- ・運動以外にも英会話や書道などのカルチャースクールも多数実施され、学校帰りの子どもたちが居たのが印象的

■基本情報

所在市町人口規模:約15,000人
 所在地:佐賀県吉野ヶ里町石動2736番地
 建築面積:3,856.47m²
 延床面積:5,247.42m²
 階数:地上2階
 駐車場:154台
 年間利用者数(R6):86,039人
 メインアリーナ:44m×34m 1,496m²(天井12.5m以上)
 (バスケットボール2面、ハンドボール1面)
 その他:ステージ、器具室、控室、トレーニングルーム、
 多目的室、役員・審判室、コミュニティルーム、ランニングコース

イ 上毛町立体育館(ループアリーナ)



POINT

- ・有名建築家によりデザインされた体育館
- ・コンセプトでもある「無目的な人のための空間」がデザインされ、運動目的でなくても訪れたい雰囲気があった
- ・デザイン性が高い反面、維持管理の部分で指定管理者が苦慮している部分も見受けられた

■基本情報

所在市町人口規模:約7,000人
所在地:福岡県築上郡上毛町安雲852番地
建築面積:3,507.10㎡
延床面積:4,404.25㎡
階数:地上2階
駐車場:104台
年間利用者数(R6):約80,000人
メインアリーナ:36m×30m 1,080㎡(天井12.5m以上)
(バスケットボール2面、バレーボール2面、バドミントン6面)
その他:サブアリーナ、ランニングコース、会議室、キッズスペース、ラウンジ、スタジオ、トレーニングルーム

ウ 千葉公園総合体育館(Yohas アリーナ)



POINT

- ・外観はデザイン性が高く、地形を利用した効率的な配置により、延床面積以上の広がりを感じさせた
- ・運動目的で来場する人に最適化された空間となっていた
- ・流線形の外観によるデメリットもあった(雨漏り等)

■基本情報

所在市町人口規模:約986,000人
所在地:千葉県千葉市中央区弁天4-1-2
建築面積:5,075.69㎡
延床面積:8,194.88㎡
階数:地上3階
駐車場:300台
年間利用者数(R6):203,358人
メインアリーナ:44m×36m 1,584㎡
(バスケットボール2面、バレーボール2面、バドミントン10面、ハンドボール1面)
その他:サブアリーナ、トレーニング室、柔道場、剣道場、弓道・アーチェリー場、屋外バスケットコート、多目的室、キッズスペース

エ かみす防災アリーナ



POINT

- ・「もしも」のときも、「いつも」のところへ。というキャッチフレーズのもと、防災の視点による設計が一貫されている
- ・備品等もキャスター付きで災害時の利用を想定している
- ・大部分がガラス張りであるため、夏場はほとんど冷房が効かないというデメリットもある

■基本情報

所在市町人口規模:約90,000人

所在地:茨城県神栖市木崎1219番地7

建築面積:13,891.97m²

延床面積:20,145.47m²

階数:地上2階

駐車場:約2,000台

年間利用者数(R6):268,100人

メインアリーナ:約2,410m²(天井12.5m)

(バスケットボール3面、バレーボール3面、バドミントン12面)

その他:サブアリーナ、温水プール、トレーニング室、スタジオ、多目的ラウンジ、音楽ホール(300席)、会議室、研修室、和室、多目的ルーム、キッズルーム、カフェ

オ 堺市立大浜体育館(大浜だいしんアリーナ)



POINT

- ・すべての屋内球技に対応可能な広いメインアリーナが、可動間仕切りによって区分可能なのが特徴的
- ・観客動線、搬入口、個室の男女比を調整可能なトイレなど運営側の視点・工夫が各所に見られPFIの強みを感じる

■基本情報

所在市町人口規模:約805,000人

所在地:大阪府堺市堺区大浜北町5-7-1

建築面積:9,152.13m²

延床面積:12,908.55m²

階数:地上2階

駐車場:268台

年間利用者数(R6):144,462人

アリーナ全開利用時:約68.7m×44m 3,109m²

大アリーナ48.5m×44m、小アリーナ20.0m×44m

(バレーボール4面、バスケットボール3面、バドミントン12面、ハンドボール2面)

その他:武道館(柔道・剣道各2面、観客席つき)、研修室、スタジオ、トレーニング室、更衣室、キッズコーナー、ベビールーム、屋外バスケットゴール、外にカフェ(テイクアウト)と子どもの遊び場も併設。

(3) 視察全体を通しての所感

ア 同じ「体育施設」でありながら、市町村の人口規模やその施設の位置づけによって、「運動目的でない人を積極的に呼び込む」等の狙いが異なり、それが建物の設計にも現れていた。

イ それぞれの目的に従って効率的に配置されており、災害時の活用を想定した什器、利用状況に応じて個室の男女比を調整できるトイレ、車両の乗り入れが可能な搬入口など、独自のアイデアも随所に見られ大変参考になった。

ウ 管理運営の効率化や利用者ニーズへの対応のため、設計段階で運営目線の意見を聞き、反映することが重要であると感じた。

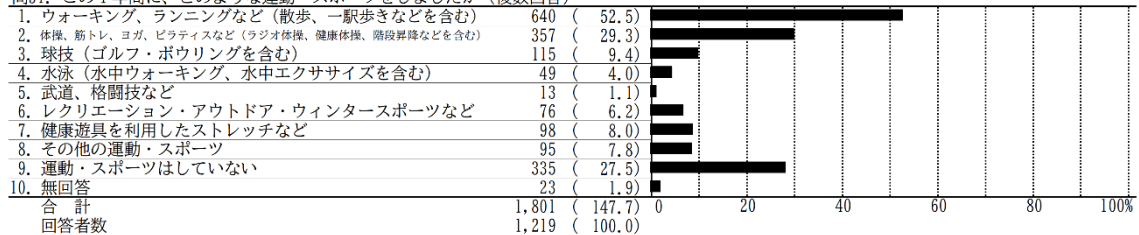
9 既存のアンケート結果

本編第3章-6(11p)関係

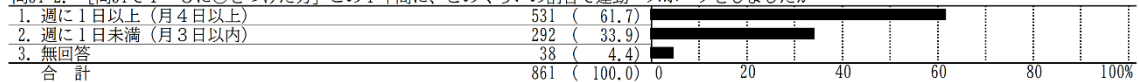
(1) 多賀城市まちづくりアンケート

目 的	総合計画における成果指標を測るため
調査期間	令和 7 年 1 月 31 日から同年 2 月 13 日まで
調査対象	満 18 歳以上の市民 3,000 人(無作為抽出)
調査方法	郵送による調査票の配布(返送またはWEBによる回答)
回答者数	1,219 人(回答率 40.8%)

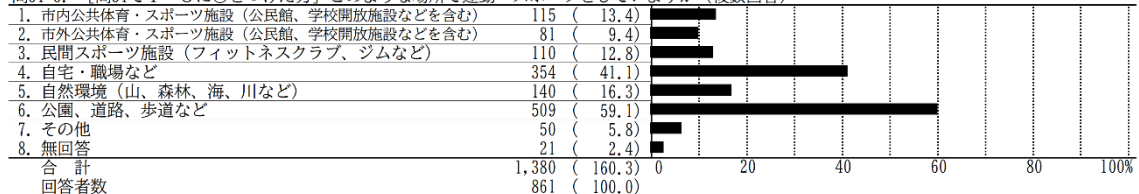
問31. この1年間に、どのような運動・スポーツをしましたか(複数回答)



問31-2. [問31で1～8に○をつけた方] この1年間に、どのくらいの割合で運動・スポーツをしましたか



問31-3. [問31で1～8に○をつけた方] どのような場所で運動・スポーツをしていますか(複数回答)

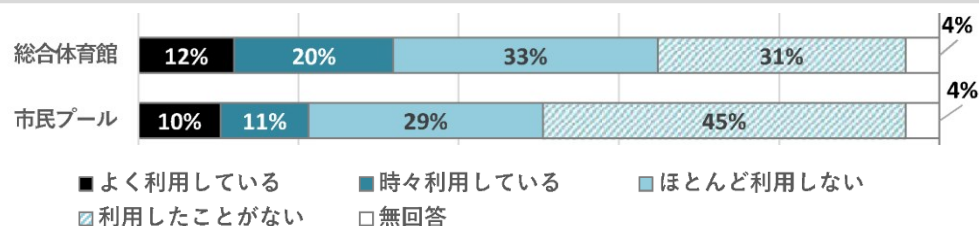


▲運動・スポーツに関連する設問の集計結果を抜粋

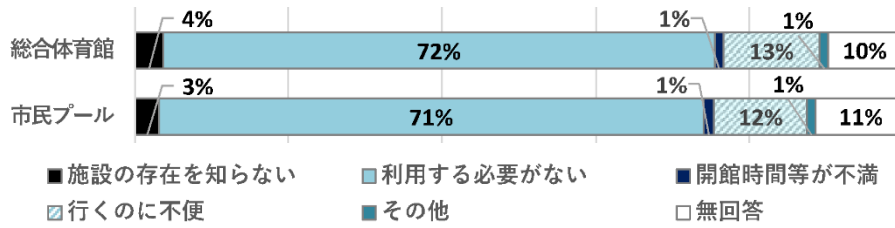
(2) 公共施設等総合管理計画の見直しに関するアンケート

目 的	公共施設等総合管理計画に見直しを図るため
調査期間	令和 5 年 12 月 18 日から令和 6 年 1 月 12 日まで
調査対象	検討対象公共施設利用者及び利用者以外の者(居住地問わず)
調査方法	WEB 方式及び窓口配布
回答件数	970 件

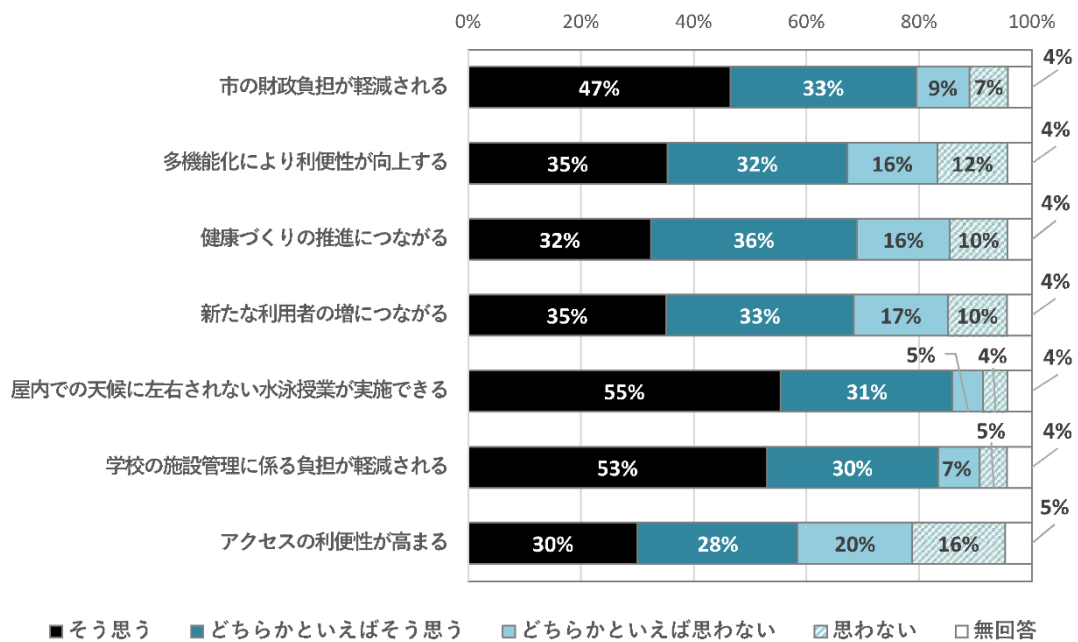
公共施設の利用状況について (N = 970)



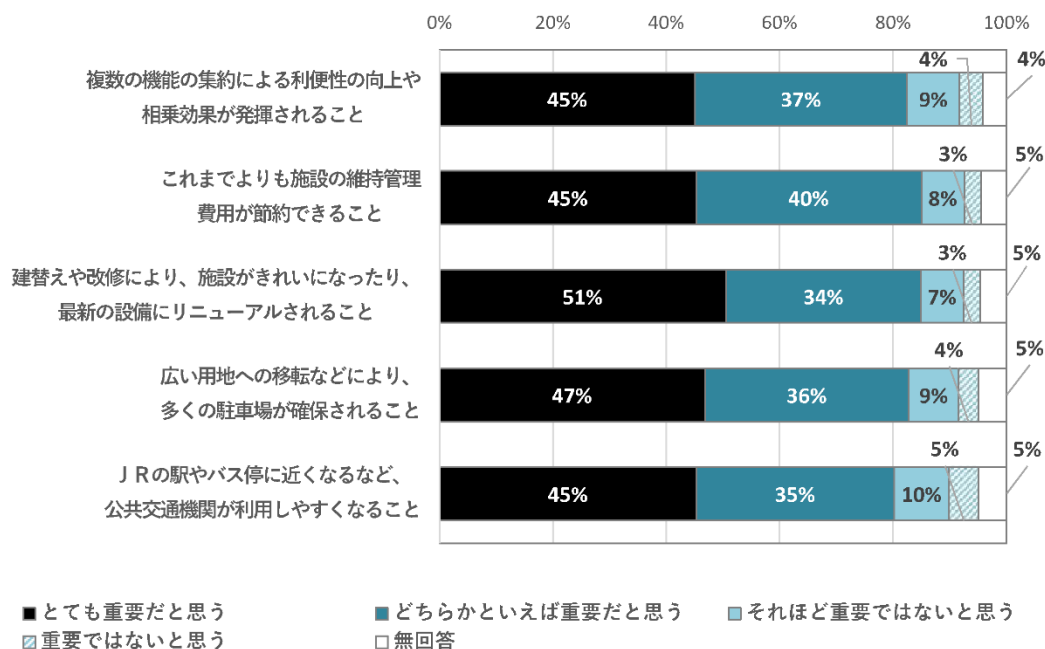
上記設問で「ほとんど利用しない」、「利用したことがない」場合の理由



【検討案2について】 本市では、市民プールと総合体育館を中央地区に移転し合築。小中学校の水泳授業を市民プールで行うことによる小中学校プール（一部か全部か未定）の段階的廃止を検討していますが、このことによる効果についてどう思いますか。



本市では、施設の老朽化に伴う更新にあたっては、検討案のように、1つの土地・建物に複数の施設の機能を集約させる取り組みなどをできるだけ進めていくことにしています。そこで、公共施設の集約化等にあたり、重視すべきポイントは何か、それぞれの項目について、あなたの考え方に一番近いものを1つ選んでください。



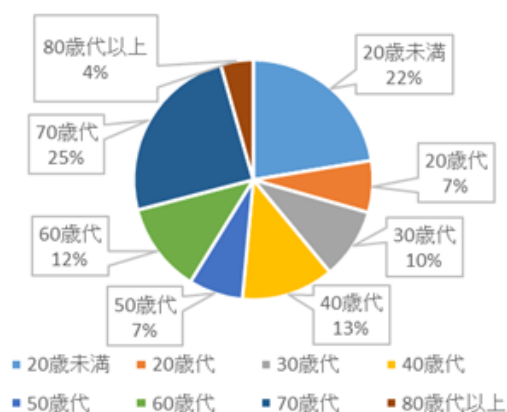
▲総合体育館及び市民プールに関連する設問の集計結果を抜粋

(3) 市民スポーツクラブによる利用者アンケート

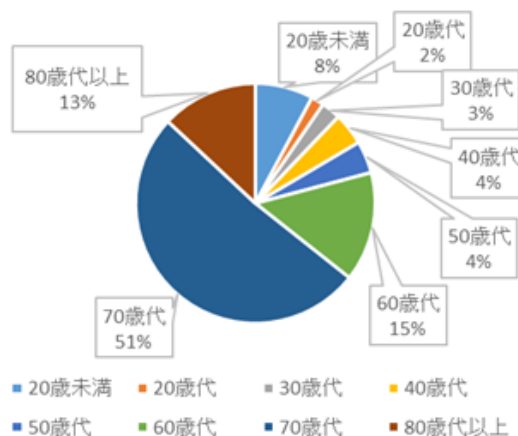
調査期間	令和7年2月1日から同年3月31日まで
調査対象	施設利用者
調査方法	窓口配布
回答件数	総合体育館:272件 市民プール:115件

Q.年代

総合体育館

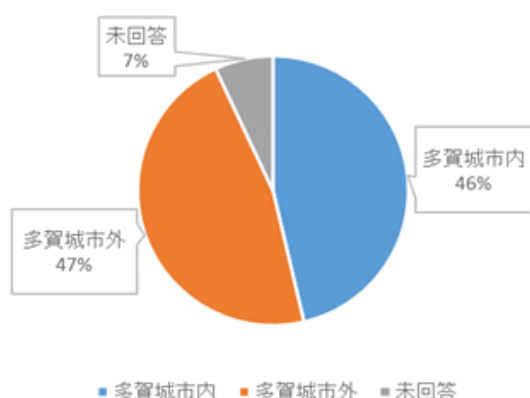


市民プール

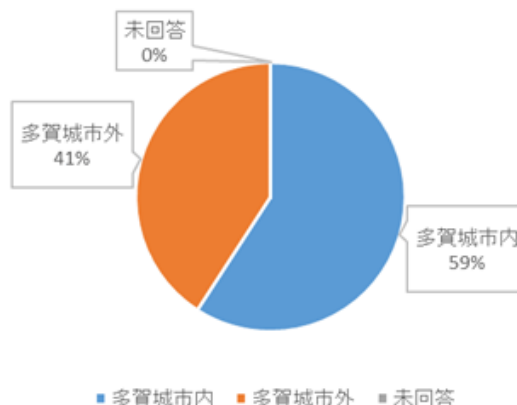


Q.住まい

総合体育館

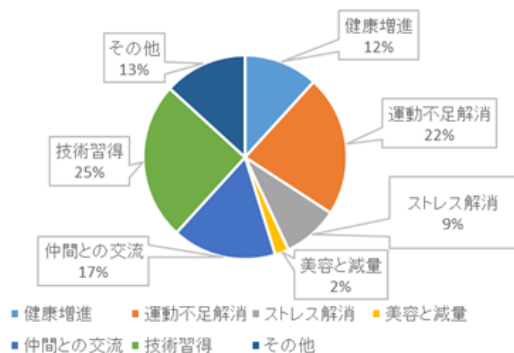


市民プール

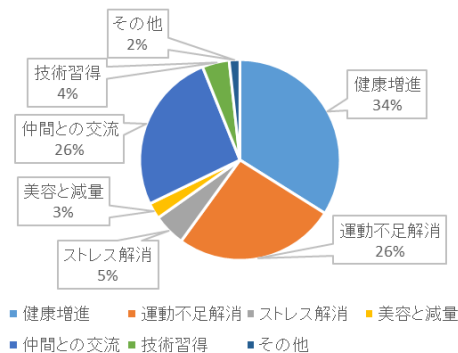


Q.利用目的

総合体育館

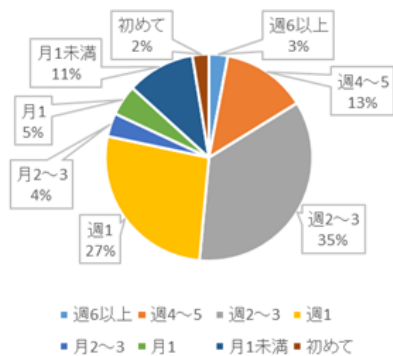


市民プール

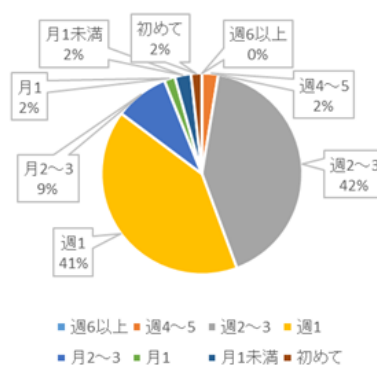


Q.利用頻度

総合体育館



市民プール



▲設問の一部を抜粋し、グラフを作図

10 事業周知及び意見聴取

本編第3章-6(11p)関係

事業の周知・広報や機運醸成、意見聴取を目的に、様々な取り組みを行っています。ここでは、その取組の一部を記載しています。

(1) SPORTS WELLNESS通信の配信

多くの市民へ情報を届けることを目的に、市 HP や市公式 SNS により、不定期で「SPORTS WELLNESS通信」を配信しています。

現在は、VOL.1~4 までを公開しており、今後も随時配信していく予定です。

スポーツウェルネス施設整備事業
SPORTS WELLNESS通信

VOL. 3
2025.8
Topic02 サブコンセプト案
メインコンセプトに基づく、より具体的な3つのサブコンセプト(方針)もご紹介します。

スポーツウェルネス施設整備事業
SPORTS WELLNESS通信

VOL. 2
2025.8
Topic02 あやめまつり会場でパネルアンケート
最多は「木の温もりがある落ち着いた雰囲気」

スポーツウェルネス施設整備事業
SPORTS WELLNESS通信

VOL. 1
2025.8
Topic01 スポーツウェルネス施設整備事業とは
多賀城市では現在、まちの中心部での新しい体育施設の整備を検討しています。今後、事業の進捗や設計の工夫、地域の皆さまとの意見交換の様子などを不定期でお知らせしていきますので、ぜひご注目ください！
老朽化が著しい総合体育館、市民プールについて、規模を縮小しつつも機能充実を図る「縮充」の観点を踏まえ、学校プール機能と併せて合築移転を検討し整備するものです。
※「スポーツウェルネス」とは、「スポーツ」運動と、「ウェルネス」1961年に米国のハルバート・ダン・グレンが「ウェルネスとは、健康に生き生きしている状態」と捉えた概念」という二つの言葉の組み合わせです。
Topic02 事業対象地
東北学院大学多賀城キャンパス跡地内
所在地：多賀城市中央一丁目23番及び161番の一部
敷地面積：約14,500㎡
JR仙石線多賀城駅から徒歩約10分
市の中心部に位置し、近隣には市役所・図書館・文化センターなど様々な公共施設が立地しており、事業対象地を含むエリアをミサワホーム(株)が開発予定
▼ミサワホーム(株)による近隣商業エリアのまちづくりイメージ
Topic03 事業対象地検討の視点
なぜ学院大跡地へ？
✓視点① 政策上の視点
・だれもが、いつでも、気軽に訪れることのできる拠点施設
・図書館、文化センター等との「東北随一の文化交流拠点」としての相乗効果
✓視点② 防災の視点
・宮城県が公表した津波浸水想定の結果、大規模災害時の指定避難所に指定されている総合体育館が浸水エリアになったことから、浸水想定区域外に移転
✓視点③ 交通アクセス性の視点
・仙石線多賀城駅から徒歩圏内となりアクセス性向上
・各小中学校からも車で10分以内
発行：多賀城市企画経営部企画課スポーツウェルネスデザイン室

▼小中学生向けの事業周知チラシも作成(全校配布)

あたし たいいくしせつ
新しい体育施設をつくりまします!

こんな場所にしたい!!
こどももおとなも
おじいちゃんやおばあちゃんも
うんどうする白も、しない白も
みんながいつでも楽しめる場所

くわしく知りたくなったら・・・!
おうちの入といっしょにしらべてみよう
スポーツウェルネス施設整備事業

どこにつくるの?
たいいくが
あった
場所だね
ココ
プール
体育館
いまの体育館と
プールをあわせて
新しい体育
施設にするよ!

いつ
できるの?
コンセプトは?
スポーツ
ウェルネス
って?
どんなのせいでいくから
ぜひみてね?

(2) 多賀城跡あやめまつりにおけるパネルアンケート

令和7年6月14日(土)にまつり会場にて、「ふらっと寄りたくなる」施設イメージにシールで投票するアンケートを実施しました。

※ こどもの票はハートまたは星マーク

第1位 木の温もりがある落ち着いた雰囲気 81票

第2位 デザイン性の高い個性的な雰囲気 39票

第3位 ポップで明るい雰囲気 29票

第4位 シンプルで親しみやすい雰囲気 18票

合計 167 票



(3) インターン生との意見交換

令和7年9月9日(火)に、多賀城市役所のインターンへ参加した学生との意見交換を行いました。

事業概要について説明し、「どんな場所であれば、誰もが訪れたいくなる施設となるか」というテーマで話し合い、「子どもたちの憩いの場」としての遊び場機能(屋内遊戯施設等)や、「ラフな勉強の場」としての自習室機能(グループで利用可能な開けたスペース)について多くの意見が集まりました。



(4) スポーツフェスティバルにおけるパネルアンケート

令和7年10月13日(月・祝)にスポーツフェスティバル会場(多賀城市総合体育館)にて、イベントに訪れた子どもたちを対象に、「新しい施設では、どんなことがしたいか」をシールで投票するアンケートを実施しました。

第1位 おおきな遊具であそぶ	76票
第2位 いろいろなスポーツで体を動かす	44票
第2位 広い場所で自由にあそぶ	44票
第4位 デジタルあそびで体を動かす	35票
第5位 ともだちとわいわい勉強する	21票

合計 220 票





(5) レクリエーションフェスティバルにおけるパネルアンケート

令和7年10月18日(土)にレクリエーションフェスティバル会場(さんみらい多賀城イベントプラザ)にて、イベントに訪れた子どもたちを対象に、「新しい施設では、どんなことがしたいか」をシールで投票するアンケートを実施しました。

第1位 おおきな遊具であそぶ	32票
第2位 いろいろなスポーツで体を動かす	30票
第3位 広い場所で自由にあそぶ	20票
第4位 デジタルあそびで体を動かす	16票
第5位 ともだちとわいわい勉強する	6票

合計 104 票





1 1 事業対象地の状況

本編第3章-7(15p)関係

(1) 用途地域の状況

令和7年10月3日付けで、スポーツウェルネス施設の事業対象地を含むエリアの用途地域が変更されています。

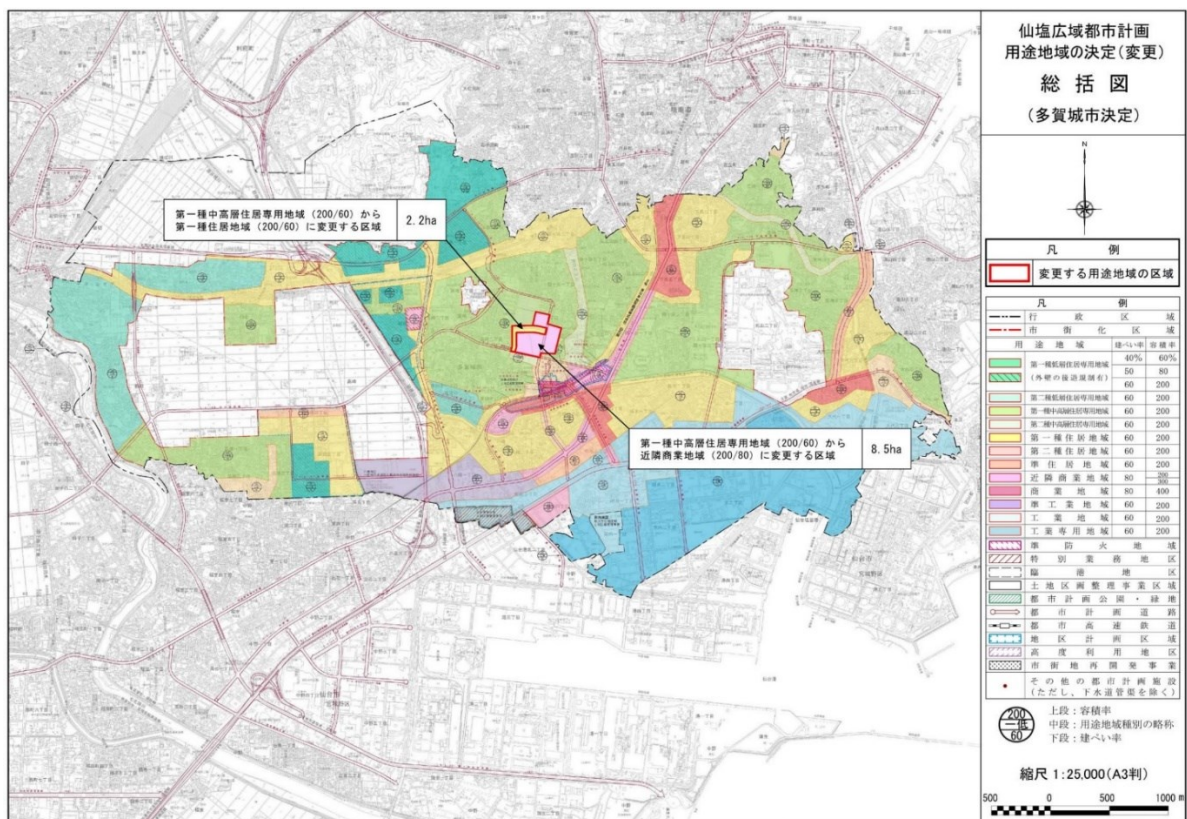
■理由書：仙塩広域都市計画用途地域の変更(多賀城市決定)

理由書

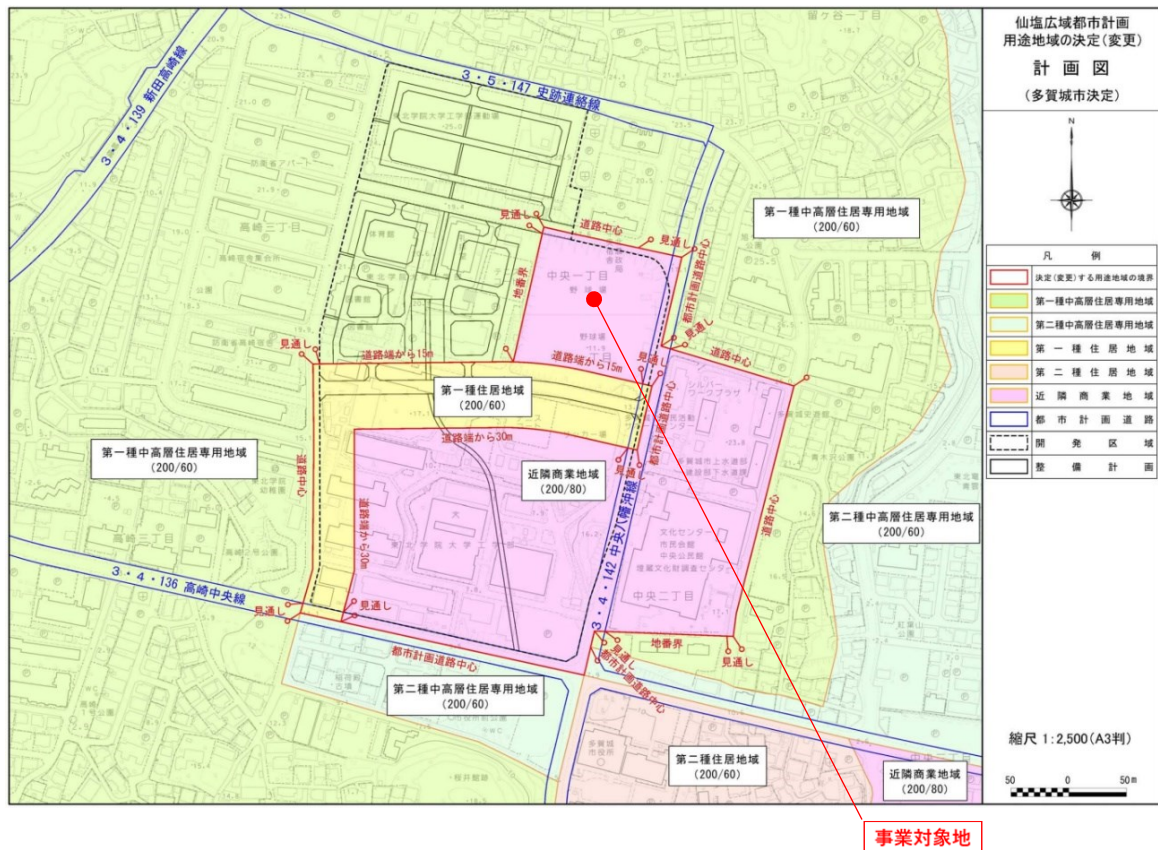
多賀城駅から徒歩圏内の中心市街地エリアにある東北学院大学工学部跡地を、開発行為により、人々が集い、交流し、創造する多世代・多様性を受容するユニバーサルな場として、緑豊かな住宅地、地域のコミュニティや賑わいを支える商業施設及び、健康増進を図るスポーツ施設並びに医療施設が近接・連携した、魅力的でウェルネスな市街地を整備・形成するため、土地利用に応じた用途地域に変更する。

また、隣接する多賀城文化センター及び公共公益施設が立地する区域は、上記開発を契機とした将来の都市像やまちづくりを円滑・戦略的に推進することが求められており、施設の改築、建替えを含めた利活用を円滑に図るため、用途地域の変更を行う。

■総括図



■計画図



(2) 地区計画の状況

令和7年10月3日付けで、スポーツウェルネス施設の事業対象地を含むエリアの地区計画が決定されています。

■決定理由:仙塩広域都市計画地区計画の決定(多賀城市決定)

理 由

本地区は、中心市街地にある東北学院大学工学部跡地を開発行為により、基盤整備と併せて、多様な人々が集い・交流する場として、緑豊かな住宅地、地域のコミュニティや賑わいを支える商業施設、スポーツ施設や医療施設などが近接・連携した魅力的でウェルネスなまちづくりを図る。

そのため、本地区計画にて建築物等を適正な方向に誘導し、居住環境の悪化を防ぎ、将来にわたって良好な市街地環境の形成と、維持保全並びに増進を図るため、都市計画を決定するものである。

■区域の整備開発又は保全の方針

名 称		中央一丁目地区計画
位 置		多賀城市中央一丁目の一部
面 積		約 11.6 ha
区域の整備開発又は保全の方針	地区計画の目標	本開発区域を、眺望を活かした緑豊かでコミュニティを重視した「住宅エリア」、地域の賑わい拠点となり、周辺地域の生活利便を支える低層商業施設と都市型住宅（分譲マンション）が一体となった「地域の賑わいエリア」、スポーツを通じた市民の健やかな健康を育む「健康増進エリア」の３つの土地利用に分け、建築物等を適正な方向に誘導し、居住環境の悪化を防ぎ、将来にわたって良好な市街地環境の形成と、維持保全及び増進を図ることを目標とする。
	土地利用の方針	エリア内を地区特性に応じ区分し、それぞれ次のように方針を定める。
		【住宅エリア】 (1)一般住宅 A 地区： 低中層住宅を主体とし、周辺環境との調和を図りながら、景観に配慮したより良い住環境の形成を目指して、適切な規制と誘導を図る。 <約 2.0ha> (2)専 用 住 宅 地 区： 戸建て住宅地としての景観に配慮しつつ、より良い住環境を目指して適切な規制・誘導を図る。 <約 2.3ha>
		【地域の賑わいエリア】 (3)一般住宅 B 地区： 新規に整備される主要区画道路沿道において、低中層マンションや事務所、店舗などの利用を促進し、より良い市街地環境を目指すために、適切な規制と誘導を図る。 <約 2.0ha> (4)近隣サービス地区： 地域のコミュニティや賑わいを支える商業、業務、住宅の複合的な利用とし、より良い市街地環境を目指して適切な規制・誘導を図る。 <約 4.0ha>
		【健康増進エリア】 (5)複合スポーツ地区： 市民の健康増進を目的とした施設用地とし、より良い市街地環境を目指して適切な規制・誘導を図る。 <約 1.3ha>
	地区施設の整備の方針	本地区は、開発行為により区画道路、歩行者専用道路、街区公園を新設するなど、公共施設の整備改善を図る。 このうち、区画道路（幅員 12m）は、本地区内の良好な市街地環境形成に寄与する重要な施設であることから、地区施設として定める。
	建築物等の整備の方針	地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、「建築物等の用途の制限」、「建築物の敷地面積の最低限度」、「壁面の位置の制限」、「建築物等の高さの最高限度」、「建築物等の形態又は意匠の制限」を定める。

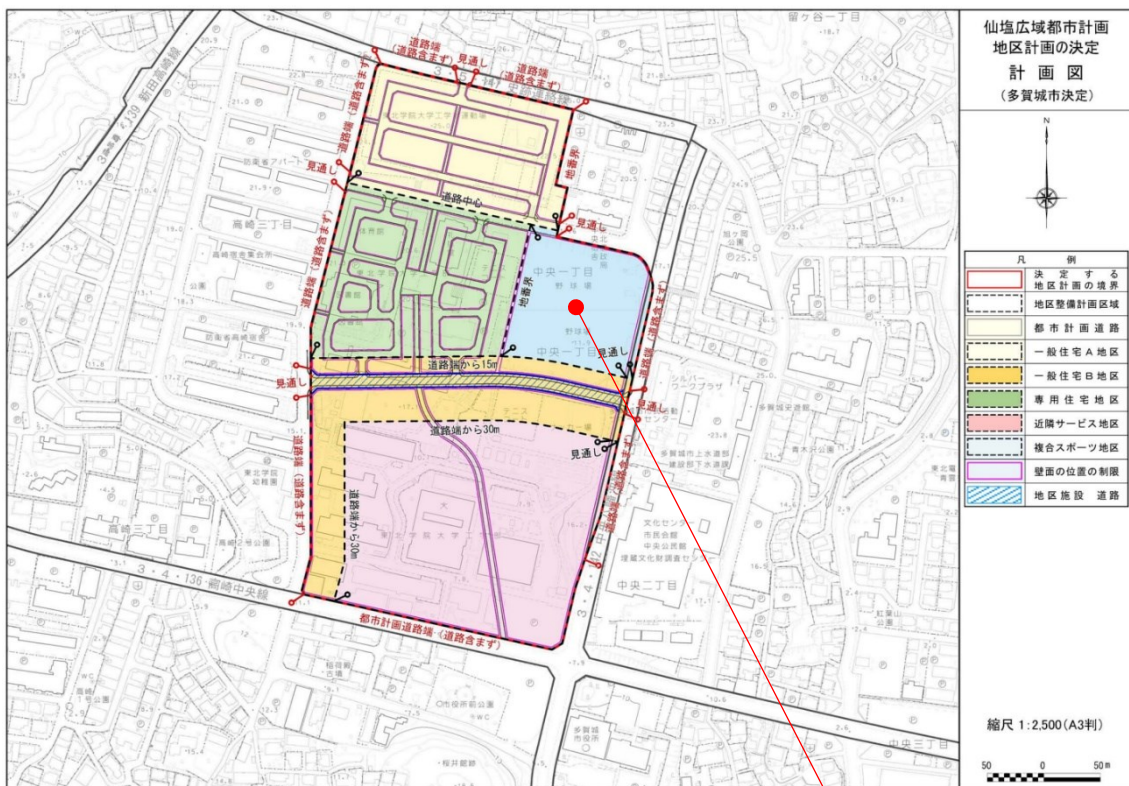
■地区整備計画

地区施設の配置及び規模			道 路					主要区画道路 幅員 12m 延長約 280m 面積約 3,400 m ²				
地区の区分	名称	一般住宅A地区		専用住宅地区		一般住宅B地区		近隣サービス地区		複合スポーツ地区		
	面積	約 2.0 ha		約 2.3 ha		約 2.0 ha		約 4.0 ha		約 1.3 ha		
地区整備計画	建築物等に関する事項	次の各号に掲げる建築物（これに付属する建築物含む。）は、建築できません。										
		(1)神社、寺院、教会 その他これらに類するもの (2)病院 (3)老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの (4)老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの (5)単独車庫 (6)畜舎（15 m ² 以下のもの）		(1)長屋（3戸以上のもの） (2)共同住宅、寄宿舍又は下宿 (3)兼用住宅、併用住宅 (4)店舗、飲食店その他これらに類するもの (5)学校、図書館その他これらに類するもの。 （幼稚園、地区集会所を除く） (6)大学、高等専門学校、専修学校その他これらに類するもの (7)神社、寺院、教会その他これらに類するもの (8)病院 (9)公衆浴場 (10)診療所 (11)老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの (12)老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの (13)単独車庫 (14)自動車車庫で当該自動車車庫の床面積の合計に同一敷地内にある建築物に附属する自動車車庫の用途に供する工作物の築造面積を加えた値が六百平方メートルを超えるもの又は2階以上のもの		(1)寄宿舍又は下宿 (2)ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する政令で定める運動施設 (3)学校、図書館その他これらに類するもの（幼稚園、美術館、地区集会所及び大学、高等専門学校、専修学校その他これらに類するものを除く） (4)神社、寺院、教会その他これらに類するもの (5)自動車教習所 (6)単独車庫 (7)自動車修理工場 (8)工場 (9)危険物の貯蔵又は処理に供するもの		(1)寄宿舍又は下宿 (2)マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (3)学校、図書館その他これらに類するもの（幼稚園、地区集会所及び大学、高等専門学校、専修学校その他これらに類するものを除く） (4)神社、寺院、教会その他これらに類するもの (5)劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又はナイトクラブその他これに類するもの (6)自動車教習所 (7)単独車庫 (8)倉庫業倉庫 (9)自動車修理工場 (10)工場 (11)危険物の貯蔵又は処理に供するもの		(1)住宅 (2)兼用住宅、併用住宅 (3)共同住宅、寄宿舍又は下宿 (4)店舗、飲食店その他これらに類するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が1,500 m ² を超えるもの (5)ホテル、旅館 (6)ボーリング場、スケート場その他これらに類する運動施設（水泳場、運動練習場を除く） (7)カラオケボックスその他これに類するもの (8)マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (9)劇場、映画館、演芸場若しくはナイトクラブその他これに類するもの (10)学校、図書館その他これらに類するもの (11)大学、高等専門学校、専修学校その他これらに類するもの (12)神社、寺院、教会その他これらに類するもの (13)病院 (14)公衆浴場 (15)診療所		

地区整備計画	建築物等に関する事項	地区の区分	一般住宅A地区	専用住宅地区	一般住宅B地区	近隣サービス地区	複合スポーツ地区	
		建築物等の用途の制限		(15) 畜舎 (15 ㎡以下のもの)				(16) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの (17) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの (18) 自動車教習所 (19) 単独車庫 (20) 倉庫業倉庫 (21) 畜舎 (15 ㎡以下のものを含む) (22) 工場（政令で除外の定めのあるものを含む）
		建築物の敷地面積の最低限度	—	165 ㎡ ただし、巡査派出所、公衆便所及び政令第 130 条の 4 で定める公益上必要な建築物は除く	—	—	—	
		壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱（以下外壁等）の面から、次の各号に掲げる境界線までの距離は、当該各号に掲げる数値以上とする (1) 道路境界線から 1.0m (2) その他の敷地境界線から 1.0m ただし、次の各号に掲げるものを除く (1) 外壁等の中心線の長さの合計が 3m 以下のもの (2) 軒の高さが 2.3m 以下の物置等で、かつ、当該部分の床面積の合計が 5 ㎡以下のもの					
		建築物等の高さの最高限度	—	(1) 10 m（かつ地上 2 階）以下 ただし、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の 8 分の 1 以内の場合においては、その部分の高さは、5m までは当該建築物の高さに算入しない【条例別表第 4 の備考 2】: 上記同様の除外規定	(1) 31m ただし、階段室、昇降機室、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の 8 分の 1 以内の場合においては、その部分の高さは、5m までは当該建築物の高さに算入しない【条例別表第 4 の備考 2】: 上記同様の除外規定	—		

地区整備計画	建築物等に関する事項	地区の区分	一般住宅A地区	専用住宅地区	一般住宅B地区	近隣サービス地区	複合スポーツ地区
		建築物の高さの最高度	—	(2) 建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に1.25を乗じて得たものに5mを加えたものの以下とする	(2) 建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に1.25を乗じて得たものに10mを加えたものの以下とする	—	—
地区整備計画	建築物の形態又は意匠の制限	建築物の形態又は意匠の制限	(1) 建築物等の形態又は意匠は、次の各号に掲げるものとする ① 建築物の屋根及び外壁は、原色を避け、落ち着いた色調とする ② 建築物の屋根は、傾斜屋根とする (2) 屋外広告物等は、美観、風致を害しない自己用のものとし、道路境界線から1m以上後退した位置に設置するものとする (3) 屋根の上へのTVアンテナの設置は禁止する	—	(1) 建築物の屋根及び外壁は、原色を避け、周辺環境に配慮した落ち着いた色調とする (2) 屋外広告物等は、美観、風致を害しない自己用のものとし、道路境界線から1m以上後退した位置に設置するものとする	—	—

計画図



(3) 民間による開発

■開発に関するミサワホーム株式会社との包括連携協定書(抜粋)

多賀城市とミサワホーム株式会社・東北ミサワホーム株式会社との
まちづくりに関する包括連携協定書(抜粋)

(目的)

第1条 甲、乙及び丙は、包括的な連携の下相互に協力し、東北学院大学多賀城キャンパス跡地の開発を通じて市民福祉の向上及び地域経済の活性化を図るとともに、中心市街地としての魅力創造を目的として協定を締結する。

(連携事項)

第2条 甲、乙及び丙は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる分野について連携し、協力するものとする。

- (1) 中心市街地の開発に関すること。
- (2) 生涯にわたる健康づくりに関すること。
- (3) 防災・減災対策に関すること。
- (4) 地域の安全・安心に関すること。
- (5) こども・青少年育成に関すること。
- (6) 高齢者・障がい者支援に関すること。
- (7) 環境対策・リサイクルに関すること。
- (8) 良好な交通ネットワークの構築に関すること。
- (9) その他市民サービスの向上・地域社会の活性化に関すること。

■事業対象地の現況写真

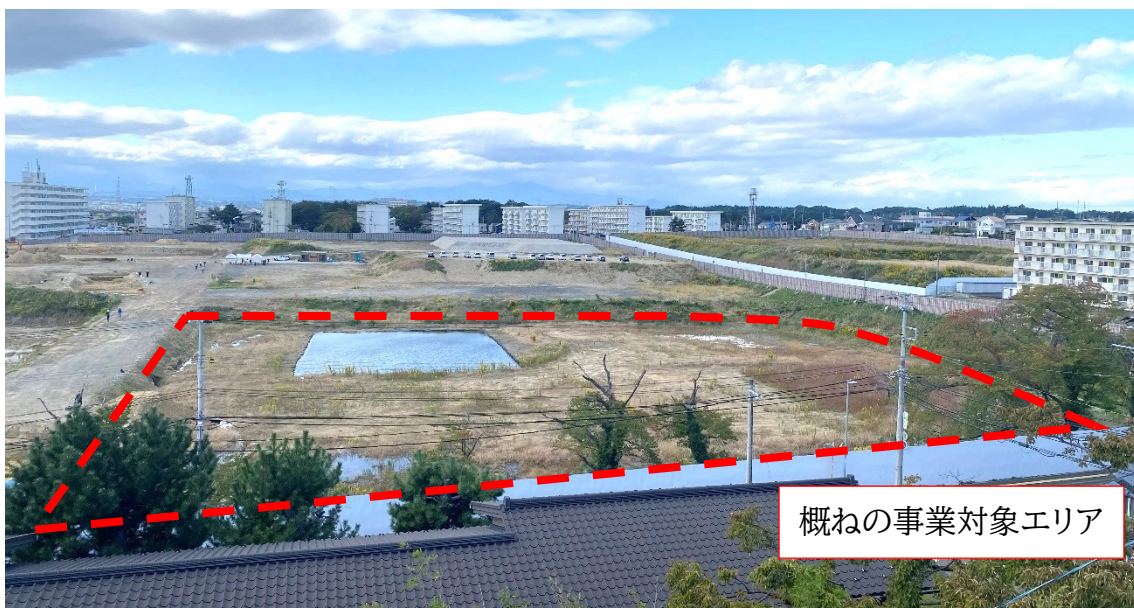
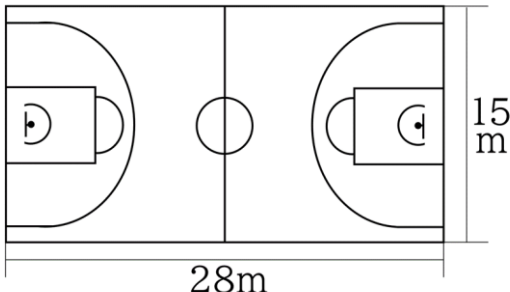
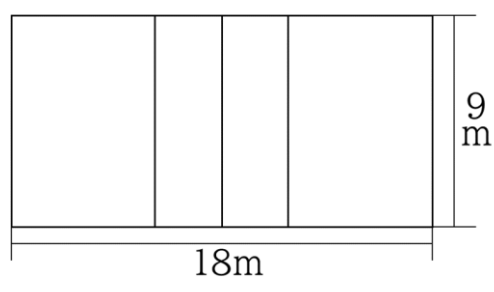
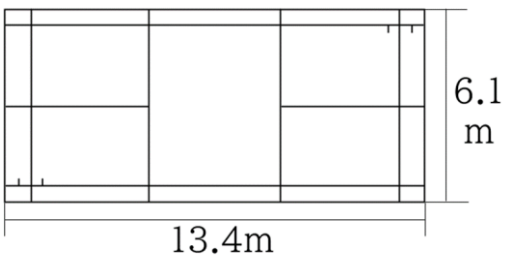
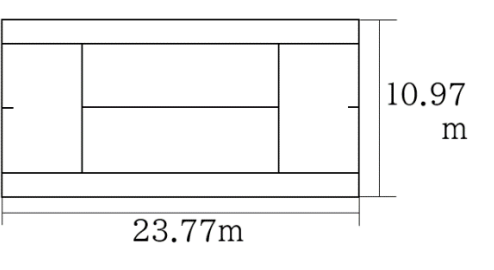
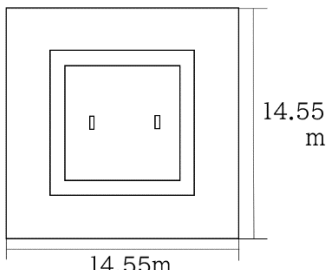
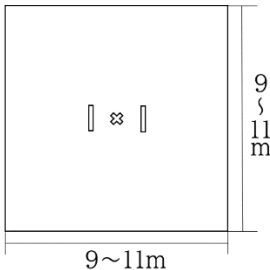


写真:令和7年10月 事業対象地を東側から撮影

1 2 各競技における必要面積

本編第4章-2(21p)関係

各競技における一般的なコート等の必要面積について以下に整理します。

バスケットボール	バレーボール(6人制)
	
バドミントン(ダブルス)	ソフトテニス(ダブルス)
	
柔道(講道館柔道試合審判規定)	剣道
	

弓道(近的)

- ・射距離(的までの距離)は、28m
- ・選手間の距離は、標準 1.8m
- ・5人立×1射場や3人立×2射場などが例として挙げられる

プール(25m国内基準プール)

- ・幅は、12.4m以上(15.4m以上を推奨)
- ・レーンの数は、6レーン以上
- ・レーンの幅は、2m～2.5m(2.5mを推奨)

1 3 財源の確保手法の整理

本編第4章－7(26p)関係

施設整備に係る費用の確保に当たっては、補助金、交付金及び起債等を積極的に活用し、財政負担の軽減を図るものとします。

以下に、本事業に活用できる可能性がある交付金等を整理します。

■本事業に活用できる可能性がある補助金、交付金及び起債等

	名称・概要等
1	【名称】新しい地方経済・生活環境創生交付金(第2世代交付金:拠点整備事業) 【管轄】内閣官房／内閣府 【用途】 地方がそれぞれの特性に応じた発展を遂げることができるよう、日本経済成長の起爆剤としての大規模な地方創生策を講ずるため、地方公共団体の自主性と創意工夫に基づく、地域の多様な主体の参画を通じた地方創生に資する地域の独自の取組を、計画から実施まで強力に後押しする。 【内容】交付金 【規模】1自治体当たり国費 市区町村:10億円／年度 補助率:1／2、原則3か年度以内(最長5か年度) 【要件】 ・地方版総合戦略に基づき、目指す将来像及び課題の設定等、KPI 設定の適切性に加え、自立性、地域の多様な主体の参画等の要素を有する事業。 ・他の国庫補助金等の対象とならない経費に第2世代交付金を活用することが可能。
2	【名称】学校施設環境改善交付金(地域スポーツ施設整備) 【管轄】スポーツ庁 【用途】社会体育施設の整備(耐震化等を除き改修事業は対象外) ・地域スポーツセンター新改築事業 ・社会体育施設の質的整備事業(空調整備工事) 等 【内容】交付金 【規模】交付対象経費に 1/3 を乗じて得た額(上限額は施設・面積等により異なる) 【要件】事業毎に各種要件あり。

3	【名称】基地周辺整備事業(民生安定施設の整備) 【管轄】防衛省 【概要】周辺地域の住民の生活又は事業活動が阻害されると認められる場合において、地方自治体団体が、その障害の緩和に資するため、生活環境施設又は事業経営の安定に寄与する施設の整備について必要な措置(対象施設に体育館及び水泳プールあり) 【内容】補助事業 【規模】体育館、水泳プール 補助の割合2/3(限度額) 【要件】防衛施設所在市町村等の区域内において、次の(1)から(3)までに掲げるいずれかの場合に該当するものであること。 (1)飛行場等の周辺地域において、航空機事故等が発生した場合における住民の避難又は消防活動の円滑化を図るために必要な場合 (2)(3)略
4	【名称】スポーツ振興くじ助成金 地域スポーツ施設整備助成(スポーツ競技施設等の整備) 【管轄】独立行政法人日本スポーツ振興センター 【用途】地域住民の身近なスポーツ活動の場となる競技施設等の新設(増改設を含む。)、改修又は改造を行う事業。 【内容】助成事業 【規模】助成対象経費(上限額:3千万円)に2/3を乗じて得た額 【要件】国又は公営競技等の収益による補助金・助成金を受ける事業は対象外 地域住民にとって身近で利用しやすい位置にあり、かつ楽しく安全にスポーツ活動に親しむことができるように整備されるものであること 等
5	【名称】スポーツ振興くじ助成金 地域スポーツ施設整備助成(PPP/PFI 導入のためのアドバイザー活用事業) 【管轄】独立行政法人日本スポーツ振興センター 【用途】地域住民の身近なスポーツ活動の場となる施設の整備に当たり、PPP/PFIの導入のためアドバイザーを活用する事業。 【内容】助成事業 【規模】助成対象経費(上限額:40,000千円)に1/2を乗じて得た額 【要件】PPP/PFIの導入を検討する施設は、公共のスポーツ施設であること。 PPP/PFIの導入を検討する施設について、整備、維持管理等に関する基本構想又は基本計画を策定していること。 等

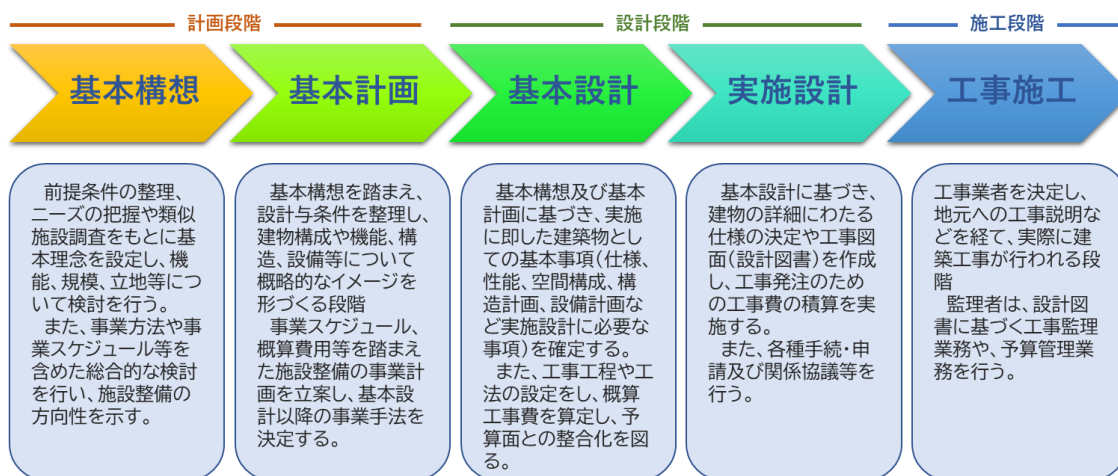
6	【名称】新築・既存建築物の ZEB 普及促進支援事業 【管轄】環境省 【用途】ZEB の更なる普及拡大のため、新築／既存の建築物 ZEB 化に資するシステム・設備機器等の導入を支援 【内容】補助事業 【規模】補助上限3～5 億円 新築補助率:『ZEB』…1/2、Nearly ZEB…1/3、ZEB Ready…1/4、ZEB Oriented…1/4 【要件】ZEB の基準を満たすと共に、計量区分ごとにエネルギーの計量・計測を行い、データを収集・分析・評価できるエネルギー管理体制を整備すること。需要側設備等を通信・制御する機器を導入すること。 ZEB ランクに応じた再エネ設備を導入すること。ZEB リーディング・オーナーへの登録を行い、ZEB プランナーが関与する事業であること 等
7	【名称】緊急防災・減災事業 【管轄】総務省 【用途】防災基盤の整備事業並びに公共施設及び公用施設の耐震化事業で、東日本大震災を教訓として、全国的に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災、減災のための地方単独事業等。 【内容】地方債 【規模】事業費のうち充当率 100%、交付税措置率 70% 【対象事業】 ・消防防災施設整備事業 ・浸水想定等区域移転事業 等
8	【名称】公共施設等適正管理推進事業(集約化・複合化施設整備事業) 【管轄】総務省 【用途】公共施設等総合管理計画及び個別施設計画に基づいて行われる集約化・複合化施設整備事業 【内容】地方債 【規模】事業費のうち充当率 90%、交付税措置率 50% 【要件】 ・集約化・複合化前と比較して、建築物にあっては施設の延床面積が減少するもの、非建築物にあっては全体として維持管理経費等が減少すると認められるもの ・集約化・複合化後の新施設の供用開始から5年以内に、集約化・複合化による統合前の施設の廃止(除却・転用・民間への売却等)が必要

※スポーツ庁、経済産業省「スポーツコンプレックスの実現に活用可能な施策一覧」(令和7年8月)より一部抜粋

1 4 基本構想以降の検討の流れ

本編第5章(29p)関係

(1) 公共施設整備に係る一般的なプロセス



(2) 想定スケジュール(従来方式の場合)

	年度	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13以降 (2031~)
1	用地取得								
2	基本構想								
3	基本計画								
4	基本設計								
5	実施設計								
6	建築工事								
7	既存施設解体・売却								

造成工事完了後引渡可能

一体発注も検討

(3) 基本計画で想定される項目

第1章 基本計画策定の背景と目的

第2章 基本理念・基本方針 (基本構想で定めた理念及び方針の整理)

第3章 施設計画 (諸室の必要面積を計算し、必要な構造、設備、建物の概ねの配置を定める。)

第4章 外構計画 (アクセス条件を整理し、敷地内の動線及び駐車場の計画等を定める。)

第5章 災害時の利用に係る計画 (災害時の利用方法や、そのために必要な設備等を整理)

第6章 施設の管理運営方針 (管理運営の基本的な考え方や提供するサービス等を整理)

第7章 事業計画 (土地取得、建設及び運営等のトータルコストを試算)

第8章 事業費に係る財源 (事業計画に基づき、全体事業費の財源等について整理)

第9章 想定事業スケジュール (事業計画に基づき、事業全体の想定スケジュールを整理)

第10章 事業手法の検討 (シミュレーション等により、設計以降の事業手法について最適な手法を検討)

15 スポーツウェルネス施設コンセプト立案専門部会における検討経緯

(1) 設置目的

多賀城市行政経営会議設置規程(平成19年多賀城市訓令第8号)の規定に基づき、「スポーツウェルネス施設」における軸となるコンセプトの決定に係る調査検討等をするため、庁内各部等からの推薦及び公募による12名で構成する専門部会を設置しました。

(2) 検討経緯

実施時期等	取組項目
第1回目 令和7年2月10日(月)	キックオフミーティング 企画経営部長の基調講義
第2回目 令和7年2月17日(月)	施設に関わるアイデア出し
第3回目 令和7年2月25日(火)	コンセプトテーマの案出し
現地視察 令和7年2月27日(木)	総合体育館及び市民プールの現状視察
第4回目 令和7年3月4日(火)	グループワークによるコンセプトテーマ 及びシナリオの作成、発表
令和6年度報告会 令和7年3月18日(火)	令和6年度検討結果の三役への報告
第5回目 令和7年6月2日(月)	グループワークによるメインコンセプト等 の検討
第6回目 令和7年6月26日(木)	グループワークによるメインコンセプト等 の決定
最終報告(行政経営会議) 令和7年7月17日(木)	メインコンセプト等の経営層への報告

(3) 検討の様子



1 6 用語集

Wellness (ウェルネス)	単なる病気の有無ではなく、「輝くように生き生きしている状態」、また、「より良く生きようとする積極的なライフスタイル」を意味するとされています。
Well-being (ウェルビーイング)	1946 年に世界保健機関(WHO)が「健康とは、身体的・精神的・社会的に完全に良好な状態であり、単に病気がないことではない」と定義したことに端を発します。 この概念は、単なる健康を超えて、個人の幸福感や生きがい、社会とのつながりなど、より広範な「良い状態」を意味するとされています。
ユニバーサルデザイン	あらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方です。
ZEB	Net Zero Energy Building(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)の略称で、「ゼブ」と呼びます。快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のことです。
サウンディング	官民連携(PPP/PFI)事業における官民対話の手法の一つで、公募により民間事業者との対話の場を設け、市場性の有無や実現性の高い事業スキームについて、民間事業者から幅広くアイデア・意見を聞き事業に反映させることで、より効果的な事業実施を目指すものです。
イニシャルコスト	施設整備に当たっての土地購入費や建築物の設計費、建設費、設備費など、初期投資の総額のことです。
ランニングコスト	施設整備後の運営や維持管理に係る費用の総額のことです。
PPP	PPP(Public Private Partnership)とは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的使用や行政の効率化等を図るものの総称であり、指定管理者制度や包括的民間委託、PFI(Private Finance Initiative)など、様々な方式があります。
DB	DB(Design Build)とは、施設の設計と施工を一括して発注する方式です。

DBO		DBO(Design Build Operate)とは、施設の設計と施工に加え、管理運営まで一括して発注する方式です。
PFI		PFI(Private Finance Initiative)とは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法です。 民間の資金、経営能力、技術的能力を活用することにより、地方公共団体等が直接実施するよりも効率的かつ効果的に公共サービスを提供できる事業について、PFI 手法で実施するものです。
PFI 関連用語	BTO	BTO(Build Transfer Operate)とは、民間事業者が施設等を建設し、施設完成直後に公共施設等の管理者等※に所有権を移転し、民間事業者が維持・管理及び運営を行う事業方式です。
	BOT	BOT(Build Operate Transfer)とは、民間事業者が施設等を建設、維持・管理及び運営し、事業終了後に公共施設等の管理者等※に施設所有権を移転する事業方式です。
	BOO	BOO(Build Own Operate)とは、民間事業者が施設等を建設、維持・管理及び運営し、公共施設等の管理者等※に施設の所有権移転を行わない事業方式です。
	SPC (特別目的会社)	SPC(Special Purpose Company:特別目的会社)とは、当該PFI事業を実施することのみを目的に設立される法人で、設計会社、建設会社、維持管理会社及び運営会社等で構成されます。
	VFM	VFM(Value for Money)は PFI 事業における最も重要な概念の一つで、支払い(Money)に対して最も価値の高いサービス(Value)を供給するという考え方のことです。 従来の方式と比べて PFI の方が総事業費をどれだけ削減できるかを示す割合です。

※「公共施設等の管理者等」＝公共施設等の管理者である地方公共団体の長